

平成 27 年度金融庁調達改善計画（要約版）

1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。こうした調達改善の取組は、金融庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、次のとおり、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組み、調達改善を推進することとする。

2. 調達の現状分析

金融庁における重点的に取り組む分野を検討するに当たり、平成 25 年度の調達構造及びこれまでの調達改善の実施状況を把握・分析した上で、改善効果が大きくなると想定される分野を対象とする。

3. 重点的に取り組む分野

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標
一者応札の改善	・複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、様々な改善策を講じた上でも改善が見込めず、競争入札が形骸化している情報システム調達案件においては、会計法令等を踏ましつつ、契約金額の適正性を検証することを前提に、公募への移行を検討	・公募へ移行する場合の検討プロセスの策定、及び契約金額の適正性の検証（価格交渉）のためのチェックシート等の策定

4. 継続的な取組

昨年度まで調達改善の取組等にて実施し、適正な調達に資する継続的な取組については、今年度も同様に実施する（①情報システムに関する取組、②随意契約に関する取組、③一者応札に関する取組、④汎用的な物品・役務に関する取組等）。

5. 推進体制

金融庁行政事業レビュー推進チームが、外部有識者の意見等を活用しつつ、調達改善を推進。

6. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、金融庁ウェブサイトにて公表。